



平成 19 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 乾 新悟  
(コード番号 9113 東証・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 総務部長 清田 昌宏  
( TEL : 03-3548-3272 )

### 第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関する お知らせ ( 転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行 )

当社は、平成 19 年 7 月 19 日開催の取締役会において、第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 ( 以下「本新株予約権付社債」という。 ) の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 本新株予約権付社債の発行に係る募集の目的

##### < 資金調達の主な目的 >

海運業界は、アジアをはじめとする海外経済の拡大を背景として好調に推移しています。当社におきましても、海上輸送需要の拡大と高水準の市況に支えられ、順調に船隊が稼動し、前会計年度は創業以来の最高益を達成いたしました。今期も引き続き中国やインドを中心とした国々の景気拡大を背景に堅調な市況の推移が見込まれており、当社では今後の業容拡大に向けた基盤作りが急務となっております。

今回の資金調達は、こうした好調な海運市況に対応するべく、中小型撤積船を中心とした主力船隊の将来的な整備・拡大に備えると同時に、市況低落時にも安定的な利益を確保できる営業体制および財務基盤を確立することを目的としております。

当社では、「国際海上輸送を通して人々の生活向上に貢献します。」との経営理念のもと、今後とも国際的に対応可能なコスト競争力の強化に努めるとともに、中長期輸送契約や定期貸船の締結等にも一層尽力し、更なる収益性の向上と業容の拡大を目指す所存です。

##### < 本新株予約権付社債の商品性 >

本新株予約権付社債には、毎月一度、転換価額がそのときの株価の92%に相当する金額に修正されるという転換価額修正条項と、原則として毎月一度一定数量が株式に切り替わるという取得条項とが付されており、着実な資本拡充が期待できます。このような新株予約権付社債においては、発行後に株価が上昇すれば希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば希薄化の度合いが大きくなります。

この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本新株予約権付社債を選択した理由>

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、本新株予約権付社債では、第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能であること  
ゼロクーポンでの発行により、負債コストを抑制することができること  
原則として毎月一定数量は株式に切り替わるという取得条項が付されていることにより、着実な資本拡充が期待できること  
新株予約権の行使の時期や価額が分散され、株価への影響の低減が期待できること  
発行後に株価が上昇すれば希薄化が抑制されること  
発行後に株価が下落して希薄化の度合いが大きくなり資本政策の変更が必要になった場合などには、当社の判断による繰上償還により対応可能であること  
等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

2,970,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

手取概算額 2,970 百万円は、好調な海運市況に対応するための船隊整備計画に基づく船舶の取得・整備に 2,000 百万円、残額を安定的な財務基盤を確立するべく借入金の返済に充当する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

調達する資金のうち、船舶の取得・整備資金 2,000 百万円について、現時点においては、平成 19 年 9 月の中古船購入時、平成 21 年 10 月の新造船の起工時、同 10 月の進水時及び平成 22 年 2 月の竣工時に支出する予定ですが、その他に船隊整備にかかる投資が生じた場合は、適宜充当していく予定です。借入金の返済時期については、金利情勢等を鑑み、適宜充当する予定です。

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスは、主に、当社の主要な設備である船舶の取得・整備を目的とするもので、これにより収益性の向上と業容の拡大が目指せるものと考えます。船舶の耐用年数は長期に亘り、この間の海運市況の変動に耐えうる安定的な財務基盤を確保するためにも、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が適切であり、長期的な株主価値の向上にも資すると思われました。

この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高	11,576	14,340	17,446
営業利益	2,554	1,983	3,871
経常利益	2,482	1,900	3,700
当期純利益	1,371	1,184	2,231
1株当たり当期純利益(円)	54.35	43.38	80.95
1株当たり配当金(円)	10	10	18
1株当たり純資産(円)	254.93	331.84	410.32

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	27,581,363株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-

#### (3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付新株予約権付社債)

発行期日	平成19年8月3日
調達資金の額	2,970,000,000円(手取概算額)
募集時点における発行済株式数	27,581,363株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額(1,943円)における潜在株式数:1,544,000株 転換価額上限値(2,915円)における潜在株式数:1,029,120株 転換価額下限値(972円)における潜在株式数:3,086,400株

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付新株予約権付社債）

発行期日	平成17年3月14日
調達資金の額	1,200,000,000円
募集時点における発行済株式数	25,000,000株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（524円）における潜在株式数：2,290,056株 転換価額上限値（786円）における潜在株式数：1,526,715株 転換価額下限値（262円）における潜在株式数：4,580,136株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数：2,581,363株（転換率100%）
当初の資金用途	借入金の返済および設備資金の一部に充当予定
支出予定時期	平成17年10月及び平成18年8月
現時点における充当状況	平成17年10月及び平成18年8月に船舶（Ken Yu及びKen Rei）の取得代金の一部として各600,000,000円を充当。

(5) 最近の株価の状況

平成17年3月期末（平成17年3月31日終値）	587円
平成18年3月期末（平成18年3月31日終値）	459円
平成19年3月期末（平成19年3月30日終値）	829円
直近3か月の終値平均（平成19年4月19日～平成19年7月18日）	1,455円

4. 募集前後の大株主及び持株比率

募集前（平成19年3月31日現在）	
（株）商船三井	15.23%
乾光海運（株）	5.08%
東京海上日動火災保険（株）	5.08%
乾 英文	4.53%
日本トラスティ・サービス信託銀行（株）（信託口）	4.41%
三井住友海上火災保険（株）	4.17%
尾道造船（株）	3.63%
モルガン・スタンレーアンド カンパニーインク（常任代理人モルガン・スタンレー証券（株））	2.35%
（株）三井住友銀行	1.89%
日本マスタートラスト信託銀行（株）（信託口）	1.81%

今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 5. 業績への影響の見通し

今回の調達資金を上記2.(2)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債では、取得条項が付されていることにより、原則として毎月一定数量は株式に切り替わること、発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されることにより、一般の新株予約権付社債に比べて株式にかわる蓋然性が高められ、かつ発行後に多頻度に分散して株主資本拡充を図ることができるため、当社は、小刻みに公募増資を実施する場合と同様の経済的効果を期することができます。さらに、このような経済的効果に加えて、本スキームでは、発行時点において社債の払込金総額が当社に支払われることとなります。

本新株予約権付社債が有する上記の特性を踏まえ、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件(転換価額修正時点における時価株価からのディスカウント率、年限、利率等)は、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド(条件決定日の時価と発行価額との差)や社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果、合理的であると判断いたしました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行総額3,000百万円に対し、当社株式の過去1年間における1日当たり平均売買代金は884百万円あること、平成19年7月19日現在の発行済株式総数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は5.6%となる見込みであり、当社の判断により早期償還が選択可能であることから、本新株予約権付社債の発行金額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

(注)潜在株式数の比率は、本新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成19年7月19日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

## 7. 割当予定先の選定理由

### (1) 割当予定先の概要

商号	野村證券株式会社		
事業内容	証券業		
設立年月日	平成13年5月7日		
本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
代表者の役職・氏名	取締役兼執行役社長 古賀 信行		
資本金	10,000,000,000円		
発行済株式数	201,410株		
純資産	960,926百万円(単体)		
総資産	12,632,393百万円(単体)		
決算期	3月31日		
従業員数	10,569名(単体)		
主要取引先	投資家並びに発行体		
大株主及び持株比率	野村ホールディングス(株)100%		
主要取引銀行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
上場会社と割当予定先の関係等	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数:143,870株 当社が保有している割当予定先の株式の数:-	
	取引関係	主幹事証券会社	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への該当状況	該当事項なし	
最近3年間の業績			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
営業収益(百万円)	571,830	842,612	770,358
営業利益(百万円)	175,085	386,130	266,507
経常利益(百万円)	177,302	386,153	266,699
当期純利益(百万円)	103,509	232,028	150,702
1株当たり当期純利益(円)	513,919.86	1,152,019.42	748,233.51
1株当たり配当金(円)	475,000	450,000	1,000,000
1株当たり純資産(円)	3,785,032	4,462,051	4,770,995

(注)、及びについては、平成19年3月31日現在のものです。

### (2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先の野村證券株式会社は、当社の上場以来の主幹事証券会社であり、今後もこの信頼関係は継続するものと確信しております。また、本ファイナンスでは、同社が持つ厚い投資家基盤からの当社株式への需要を背景として、新株予約権が円滑に行使されることにより、株価への影響に配慮しつつ資本拡充を実現することを意図しております。これは、同種のファイナンスにおいて豊

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

富な実績を有する同社を割当先とすることで実現し得るものと判断いたしました。

なお、本割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の適用を受けて募集が行われるものです。

### （３）割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権付社債は譲渡せず、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果または取得の対価として交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

### （４）株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者（東京証券取引所 株券上場審査基準 第４条第１項第２号aに定義される）と割当予定先である野村證券株式会社との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下の事項について合意する予定であります。

野村證券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないこと。

### （５）その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が、日本証券業協会が平成19年5月29日に公表した「『会員におけるMSCB等の取扱いについて』理事会決議（自主規制決議）」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数に当該暦月において新株予約権の取得事由に基づき当該取得と引換えに交付されることとなる株式数を加えた株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えるような新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。

以 上

(別添)

## 発行要項

1. 社債の名称 乾汽船株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金30億円
3. 各社債の金額 金7,500万円の1種
4. 各社債の払込金額 金7,500万円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する本新株予約権付社債券を発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 申込期間 平成19年8月3日
11. 社債の払込期日 平成19年8月3日
12. 新株予約権の割当日 平成19年8月3日
13. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。
14. 償還の方法および期限
  - (1) 本社債は、平成21年8月6日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。
  - (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第3金曜日（ただし、第3金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第1金曜日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金102円で、繰上償還することができる。

(5) 本新株予約権付社債の発行後、平成21年7月6日まで（当日を含む。）の間のいずれかの10連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が第16項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日（以下「通知期限日」という。）まで（当日を含む。）に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して30日後の日（以下「繰上償還日」という。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。

上記にかかわらず、当社が、通知期限日まで（当日を含む。）に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の2週間前まで（当日を含む。）に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。

(6) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

#### 15. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

#### 16. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求（本項第(2)号に定義する。）により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。

##### (2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成19年8月6日から平成21年8月5日までの間（以下「行使可能期間」という。）いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当社が、第14項第(2)号、第(4)号および第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、当社が、第19項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

記いずれの場合も、平成 21 年 8 月 5 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(5) 転換価額

転換価額は、当初 1,943 円とする。

(6) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第 2 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 92% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 972 円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が 2,915 円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、

この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(9)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。) または本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当社

#### 普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(9)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(8)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額(本項第(8)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(8)号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数  
株式数 =

#### 調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- (9) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(8)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(8)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(12) 本新株予約権付社債の取得事由

当社は、平成 19 年 9 月 1 日以降、毎月第 2 金曜日の翌取引日（以下「取得日」という。）に、本新株予約権 2 個に係る本新株予約権付社債を取得する。ただし、（ ）当該取得日の前回の取得日（初回の取得日については平成 19 年 8 月 13 日。以下「取得基準日」という。）において残存する本新株予約権の個数が 2 個に満たない場合は、下記にかかわらず当該残存する個数の本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全てを取得するものとし、また、（ ）下記により決定された取得される本新株予約権付社債の社債権者が、取得基準日後取得日までにその保有する本新株予約権を行使した場合には、当該行使した本新株予約権の個数は、当該社債権者から当該取得日に取得される本新株予約権の個数から控除されるものとし、当社は取得日にその余の個数の本新株予約権に係る本新株予約権付社債を当該社債権者から取得する。

取得される本新株予約権付社債は、取得基準日に、取得基準日における本新株予約権付社債の各社債権者の保有する本新株予約権の個数に応じて按分して決定するものとし（ただし、当該按分により算定される各社債権者ごとの取得される本新株予約権の個数に 1 個に満たない部分が生じる場合には、かかる部分に相当する本新株予約権付社債の社債権者間において抽選により定める。）取得される本新株予約権付社債の社債権者に対して、その旨ならびに取得される本新株予約権付社債に係る本新株予約権の個数および本社債の総額を、当該取得基準日に通知するものとする。

当社は、本新株予約権付社債を取得するのと引換えに、当該新株予約権付社債の社債権者に対して、下記により算出される数の当社普通株式を交付する。

交付される株式数

取得される本新株予約権付社債の払込金額の総額を取得日において有効な転換価額で除して得られる最大整数（この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）

上記 および にかかわらず、当該第 2 金曜日に係る時価算定期間の決定日価額（本項第(6)号に定義する。）が同号に定める下限転換価額を下回る場合には、当該第 2 金曜日に係る取得を行わないものとする。

上記 および にかかわらず、第 14 項第(2)号に規定する組織再編行為につき当社の株主総会で承認決議した場合には、当該承認決議をした日以後に到来する取得日に係る上記の取得を行わないものとする。

上記 および にかかわらず、第 14 項第(5)号 に定めるとおり当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限転換価額を下回った場合には、当該事象発生日以後に到来する取得日に係る上記の取得を行わないものとする。

当社は、上記 が生じた場合（ただし、上記 乃至 が生じない場合に限る。）には、遅滞なく、上記 により決定した本新株予約権付社債の社債権者に対し、その旨を通知するものとする。

上記 により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 41 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金

この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

当社は、取得した本新株予約権付社債を、取得後、速やかに消却するものとする。

- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (15) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。  
行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、上記以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。
- (17) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日または本項第(12)号に基づき本新株予約権付社債を取得する取得日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

#### 17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

#### 18. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第14項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第16項第(6)号乃至第(12)号または第18項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

野村信託銀行株式会社 本店

21. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 本店

22. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. 財務代理人

野村信託銀行株式会社

24. 譲渡による新株予約権付社債の取得の制限

本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

25. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

26. 上場申請の有無 なし

27. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。